

令和2年7月1日策定  
(令和4年4月1日最終改定)

## 研修・講演時における新型コロナウイルス感染防止対策等の基本方針

認知症介護研究・研修大府センター

### 【はじめに】

この基本方針は、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日（令和2年5月25日変更）新型コロナウイルス感染症対策本部決定。以下、「対処方針」という。）、「業種ごとの感染拡大予防ガイドラインに関する留意点」、「『新しい生活様式』の実践例」などの関係通知を踏まえ、認知症介護研究・研修大府センターが実施する研修事業の実施及び講演・会議等（以下、「研修等」という。）の開催に当たり、新型コロナウイルス感染防止対策として実施すべき基本的事項を整理したものです。

本基本方針の内容については、今後の対処方針の変更のほか、新型コロナウイルスの感染の地域における動向や専門家の知見、研修等の開催関係者の意見等を踏まえ、必要に応じて適宜改定を行うものとします。

### 1. 基本方針の考え方について

- ・ 研修等の開催・中止の判断については、関係する地域の当該感染症の発生状況と国・自治体の動向を踏まえ、考えられるリスクを勘案したうえで決定します。
- ・ 研修等の開催に当たっては、リスクの態様に十分留意して感染防止策を講じることが不可欠であり、政府の対処方針等を踏まえ、「三つの密」を避けるとともに、「人と人の距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」などの基本的な感染対策を適切に講じるものとします。
- ・ 当センターの実施する研修等については、それぞれ開催形態・運営環境が異なり対策も異なってくることから、本基本方針をベースとして研修等ごとに具体的な対策を立てるものとします。
- ・ なお、本方針は「集合形式」の研修等を念頭に策定していますが、オンラインによる研修等の実施に当たっては、担当職員にかかる基本的な感染対策に留意するものとします。
- ・ センターの使命を果たしていくために、開催に当たりできる限りの対策を講じるものとしますが、状況の変化や緊急時については臨機に対応し、関係者の安全を最優先するものとします。

## 2. 開催・中止の判断について

### (1) 開催の判断

計画する研修等の実施については、関係する地域の当該感染症の発生状況について、判断時点における感染症サーベイランス、国・自治体の情報・対応動向を踏まえるなど、以下の状況等を勘案し決定するものとします。なお、この判断は、研修の始まる概ね3ヶ月前までに行うこととします。

ア. 判断時点における新型コロナウイルス感染症の発生状況

イ. 国、関係自治体の情報・対応動向

ウ. 厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課の意見(管轄の研修)、自治体の意見(管轄の研修)

エ. 関連する問題点の評価(地域の状況、会場の制約、参加者の動向など)

### (2) 中止の判断

上記の開催決定後における状況の変化による中止の判断については、可及的速やかに、かつ、臨機に対応するものとし、上記(1)に準じて慎重に検討したうえで決定します。

なお、万が一研修中に研修生・担当職員に感染者が発生した場合は原則中止とし、管轄の保健所の指示に従うこととなります。

※政府の「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づく緊急事態宣言が発令された場合、自治体から同様の宣言が出された場合は原則中止とします。

※都道府県をまたいだ不要不急の移動自粛要請が出た場合は、その範囲等の内容により中止の判断をします。

## 3. 感染防止対策の策定について

政府の対処方針の趣旨・内容を十分に理解したうえで、リスク評価を行い、基本的感染対策はもとより、研修等の態様に応じて必要な対策を講じるものとします。

具体策の検討に当たっては、「職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防、健康管理の強化について」(R2.5.14 厚生労働省)の資料「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」を活用します。

### (1) リスク評価と対応

- ・ 地域における感染状況のリスク評価について留意する必要がある、地域の生活圏において、感染拡大の可能性が報告された場合には、対応を強化します。
- ・ 研修等の会場の規模や建物設備・備品などの環境リスクを評価し、個別の工夫を凝らす必要があります。

- ・ 新型コロナウイルスの主な感染経路である飛沫感染と接触感染について、職員や研修生等の動線や接触等を考慮したリスク評価を行い、そのリスクに応じた対策を検討します。

**【飛沫感染のリスク評価】**

換気の状態を考慮しつつ、施設内での入退場が長時間滞留せず、人と人との距離が一定程度確保できるかどうか、施設内で大声などを出す機会があるかなどを評価します。

**【接触感染のリスク評価】**

他者と共有する物品やドアノブなど手が触れる場所と頻度を特定し、高頻度接触部位（テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、キーボード、蛇口、手すり、エレベーターのボタンなど）には特に注意します。

(2) 基本的感染対策の徹底

ア. 感染防止のための三つの基本を徹底

「人と人の距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」を徹底します。 ※例：対人距離の確保は、できるだけ2m(最低1m) 空ける

イ. 「三つの密」を回避

「三つの密」：①密閉空間（換気の悪い密閉空間 となっている）、②密集場所（多くの人が密集している）、③密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）という場では、感染を拡大させるリスクが高いと考えられることから、これを徹底して避ける対策を講じるものとします。研修生間の感染はもとより、担当者についても感染を回避するよう対応します。

ウ. 関係者の健康状態の確認

必要に応じ、研修等の参加前及び開催期間中についてチェックします。

(3) その他感染防止のための工夫

研修等の態様、会場の状況等に応じて必要な対策を講じるものとします。

**4. 研修等の態様を踏まえた感染防止対策の工夫**

(1) センター内での集合研修等

- ・ 参加できない場合を事前に周知します。（※外部研修等も共通）

新型コロナウイルス感染症陽性とされた方との濃厚接触がある場合、同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合、政府が指定する国・地域からの帰国者・入国者で7日間の待機期間中の場合、宿泊研修については直前のPCR検査で陽性が判明した場合などには、参加を控えていただきます。

- ・受講生の健康管理については、必要に応じ、研修参加前については7日間、研修中は毎朝、セルフチェックのうえ申告していただきます。なお、発熱時・発症時などの対応については予め明確にしておきます。
- ・講義の方法については、オンラインや少人数での講義なども検討し、グループワーク・演習についても、対面会話機会をできる限り回避するよう工夫し、必要に応じビニールカーテン等の設置やフェイスシールドなどの装着を検討します。
- ・換気については、サーキュレーターの使用、2つの窓を同時に開ける、休憩時は常時換気するなど工夫します。
- ・食事・休憩時には、間隔を確保のうえ会話をなるべくしないようにします。
- ・宿泊研修においては、別途研修のしおりに記載し周知します。

## (2) 外部会議場での集合研修、講演等

- ・発熱者を体温計などで測定し特定(37.5℃以上)するとともに、軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある人は入場しないよう事前に周知します。
- ・万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取り扱いに十分注意して入場者等の名簿を適正に管理し、必要に応じ保健所への報告することを事前に周知します。
- ・密な状況とならないよう入場・受付時、トイレ待ちの間隔などを確保し、併せて、余裕を持った休憩時間を設定しトイレなどの混雑の緩和にも努めます。
- ・講演の座席は指定とし、最前列席は舞台前から十分な距離を取り、また、前後左右を空けた席配置とするなど間隔を確保します。
- ・来場者同士の接触・会話はなるべく控えていただくよう周知します。
- ・高齢者や持病のある方については、感染した場合の重症化リスクが高いことから、より慎重な対応が必要となることに留意します。
- ・参加者への遵守事項の事前周知、現場での表示などにより周知徹底します。
- ・直接手で触れることができる展示物等は展示しません。

## 5. 研修等の運営担当職員に係る感染防止対策

- ・運営担当職員については、研修開始前7日間及び毎日の出勤前検温を徹底し、37.5度以上の発熱、咳、全身倦怠感等の症状がある場合は、自宅待機とします。
- ・新型コロナウイルス感染症陽性とされた方との濃厚接触がある場合や、同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合、政府が指定する国・地域からの帰国者・入国者で7日間の待機期間中の場合、宿泊研修については直前の

PCR検査で陽性が判明した場合なども自宅待機とします。

- ・地域の状況に応じて、不要不急の外出や大規模集会、興行施設等不特定多数の集まる場所への外出を自粛するよう努めます。

## 6. 感染が疑われる者が出た場合等の対応

宿泊研修の研修期間中において、感染が疑われる者が出た場合の対応については、別途、対応方法を整備します。

### ※ 参照資料

- ・新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（R2. 3. 28(5. 25変更) 対策本部）
  - ※業種ごとの感染拡大予防対策ガイドライン（オフィス、学習塾、宿泊施設、劇場、集会場等）
- ・職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防、健康管理の強化について（R2. 5. 14 厚生労働省）
  - ※職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト
- ・新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」（R2. 5. 7 厚生労働省）
- ・学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル ～「学校の新しい生活様式」～（R2. 6. 16 文科省）